

コロナに  
負けない！

# 「新型コロナ」第5波到来！

## ～全道に3度目の『緊急事態宣言』

8/27(金)

～9/12(日)～

■政府は8月25日、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、北海道を含む8道県を「緊急事態宣言対象地域」に加えることを決定しました。

■北海道は、札幌市を含む石狩管内8市町村及び小樽市、旭川市を「特定措置区域」に指定して人の動きの徹底した抑制対策を講じます。

特に、20時以降や週末の外出は控えるなど、私たち一人ひとりが警戒心を怠らない生活がコロナ感染拡大防止に繋がります。

### 北海道の状況

【累計感染者数】55,038名

【死亡者数】1,437名

～8月26日現在（道公表）～

### 緊急事態宣言

#### 特定措置区域

札幌市、小樽市、旭川市、石狩管内7市町村

#### 一般措置区域

特定措置区域以外の積丹町を含む全道169市町村

コロナに  
負けない！

### “一般措置区域”の道民への要請

#### （日常生活では）

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三密」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」等の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

※①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり

#### （特に外出の際は）

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降と週末の外出を控える。

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤など生活や健康の維持のために必要なものを除く。

◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。

・例えば、買い物回数を半分にするなどの対応を行ってください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆特定措置地域との不要不急の往来は控える。

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

・道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をしてください。

・移動先では「三密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えてください。

#### 要請内容

自分の命を守る・家族の命を守る・社会の命を守る

### 北後志感染制御センター

「余市協会病院」でPCR検査

●検査予約

月曜日～金曜日に予約受付（当日不可）

●検査当日に持参するもの

本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証など)

●検査費用

北後志5町村の住民や企業・団体は  
1人2万円、それ以外は同3万円。

【問合せ先】  
余市協会病院 TEL 0135-23-3126

#### 【問合せ先】

役場住民福祉課

TEL  
44  
—  
2  
1  
1  
3

④消毒方法…テープル、ドアノブ及び手すり等にスプレーで吹きかけ、10秒後に清潔なタオルで拭き取ってください。

③配布数量…1回2リットルまで  
(事業所の方は增量可。洗浄済のペットボトル等を持参し、除菌剤の表示シールの貼付を！)

「コロナ“安心な観光の町に！”  
「次亜塩素酸水」で消毒徹底を！  
」旅館・飲食店等、事業所でぜひ活用を！

# 町職員の給与等のあらまし

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、令和2年度の職員の給与等の状況をお知らせします。

なお、一部の項目については、令和3年4月1日現在の状況です。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### ①採用と退職等の状況

区分	採用	離職			
		退職		免職	離職計
		定年	自己都合		
一般行政職	4人	2人	3人	—	5人
技能労務職	—	—	—	—	—
医療職	—	—	—	—	—
計	4人	2人	3人	—	5人

### ②職員数の状況（各年度4月1日）

区分	2年度	3年度	対前年比増減数
一般会計	56人	55人	△1人
特別会計	6人	6人	0人
計	62人	61人	△1人

注) 町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

## 2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施

## 3. 人件費等の状況

### ①人件費の状況（全会計決算見込）

区分	人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B (人件費率B/A)
2年度	1,916人	3,733,917千円	82,670千円	658,550千円 (17.6%)
元年度	1,951人	3,429,708千円	78,665千円	637,467千円 (18.6%)

注1) 人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。（特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。）

注2) 人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているものです。

注3) 実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

### ②一般行政職平均給料等

区分	令和2年	令和3年
平均給料月額	323,100円	322,300円
平均年齢	43歳6月	44歳1月

注) 各年4月1日現在

### ③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区分	職員数A	給与費				一人当たりの給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
2年度	62人	240,132千円	33,176千円	94,395千円	367,703千円	5,931千円
元年度	61人	239,777千円	41,333千円	97,211千円	378,321千円	6,202千円

### ④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

区分	初任給	経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
3年度	大学卒	182,200円	261,600円	314,400円
	高校卒	150,600円	対象者なし	335,800円
2年度	大学卒	182,200円	254,300円	285,500円
	高校卒	150,600円	対象者なし	377,300円
			294,300円	335,300円

### ⑤職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

手当名	内 容
扶養手当（月額）	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算 ④父母等 6,500円
住居手当（月額）	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当（月額）	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当（10月～4月まで月額支給） 4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給

手当名	内 容				
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり）23,360円 ②世帯主（扶養親族なし）13,060円 ③世帯主以外 8,800円				
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
	6月期	1.3月分	0.95月分	2.25月分	※職階の区分に応じて加算措置有
	12月期	1.25月分	0.95月分	2.20月分	
退職手当	合計	2.55月分	1.9月分	4.45月分	国の基準 4.45月分 加算措置 有
	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
定年	定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

## ⑥特別職の給料等（令和3年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当		備考
町長	650,000円	6月期	2.2月分	加算措置 ：有
副町長	560,000円	12月期	2.2月分	
教育長	530,000円	合計	4.4月分	

## ⑦議会議員の報酬等（令和3年4月1日現在）

区分	報酬月額	期末手当	
議長	260,000円	6月期	1.95月分
副議長	200,000円	12月期	1.95月分
常任委員長	180,000円	合計	3.9月分
議員	170,000円	加算措置：有	

## 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和3年1月1日現在）

### ①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

### ②年次有給休暇の取得状況

（令和2年1月～12月）

全対象職員数A	総取得日数B	一人当たりの取得日数B/A
51人	397.9日	7.8日

### ③病気休暇の取得状況

（令和2年1月～12月）

取得職員数A	取得日数B	一人当たりの取得日数B/A
1人	90日	90日

## 5. 職員の休業に関する状況

区分	人数
育児休業	—
部分休業	—
育児短時間勤務	—

## 6. 分限及び懲戒処分の状況

### ①分限処分

区分	休職	降任	免職
人数	1	—	—

### ②懲戒処分

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	—	—	—	—

## 7. 職員サービスの状況

服務の根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。

## 9. 職員の福利厚生及び利益の保護の状況

### ①職員健康診査受診者数 51名

### ②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

#### ●北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事 業 内 容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故にに対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職した時の年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業

#### ●北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事 業 内 容	公費負担
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等	令和2年度実績 184千円
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等	
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等	

## 10. 研修の状況

研 修 内 容	受講者数
職場内一般研修	51人
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	2人
職場外一般研修（初級研修）	1人
職場外専門研修（実務研修）	21人
職場外専門研修（その他）	1人

## 11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれています。